

リスク別対応方法

大学には様々なリスクがあり、リスク別に対応方法が異なる。
危機発生時の具体的な対応については、個別マニュアルによるものとする。

1. 自然災害に関するリスク

(1) 自然災害

① 地震・風水害

ア) 災害防止対策

リスク状況の把握、危機管理対策本部の編成、防災訓練、防災資材機材の準備、建物・機械装置の安全対策

イ) 地震・台風・水害等の発生時の対策

危機管理対策本部の設置、情報収集及び職員・学生への連絡、安否確認方法の確立、巡回・点検、火災への対応、非常用食料、救護用機材等の確保

② 落雷・停電

ア) 外部避雷対策

避雷針の設置

イ) 内部避雷対策

保護装置の設置

2. 健康被害に関するリスク

(1) 感染症

① SARS、新型インフルエンザ等の疫病（致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生）

ア) 情報の収集

感染原因・感染者数・感染地域等の情報収集、周知体制の確立

イ) 感染の予防

予防接種等の実施及び予防方法の周知、危機地域等の周知、危機地域への渡航中止

ウ) 感染の拡大防止

感染者の隔離・休校等、関係機関への連絡・連携

(2) 食中毒

① 大規模な集団食中毒

ア) 防止対策

衛生管理の徹底

イ) 食中毒発生時の対策

危機管理対策本部の設置、情報収集、保健所への連絡

ウ) 原因の究明と再発防止対策の検討

(3) 毒劇物等

① 廃棄物処理

ア) 処理業者の選定

イ) 処理業者の許可証の確認

収集運搬業・処理業の区分、取り扱い可能な廃棄物の種類、許可条件・期限、処理施設の種類・処理能力

- ウ) 委託内容の確認
- エ) 最終処分業者の確認
- オ) 排出物が適正かどうかの確認
- カ) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付・確認
自らマニフェストを作成、マニフェスト返送確認
- ② 毒物・劇物、R I 物質等の紛失、流失等
 - ア) 防止対策
堅牢な倉庫に保管、適正な取扱の徹底、警備巡回体制の充実
 - イ) 事故発生時の対策
危機対策本部の設置、避難等により安全の確保、情報収集、職員・学生の安否確認、職員・学生への連絡
 - ウ) 事後対策
原因の究明と再発防止策の検討
- (4) メンタルヘルス
 - ア) 周知
啓発パンフレット、学内報への記載など広報の実施、就業規則など規程の整備、職員対象の研修、学生対象の研修
 - イ) 相談への対応
カウンセラー等の配置
 - ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
プライバシーの確保、双方の言い分の十分な聴取、周辺情報の入手
- 3. 情報に関するリスク
 - (1) 個人情報に関するリスク
 - ア) 方針の明確化・周知・啓発
規程の整備、啓発パンフレット・学内報への記載など広報の実施、職員対象の研修
 - イ) 相談・苦情への対応
担当者の配置、苦情処理制度の制定
 - ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
事実の調査・確認、迅速な対応、当事者への十分な説明、プライバシーの確保
 - (2) コンピュータ、ネットワークに関するリスク
 - ア) リスク評価及びニーズの確立
情報資源の重要性の認識、リスクアセスメント手法の開発、管理者への責任の付与、事業継続の観点からのリスク管理
 - イ) 統括的な管理組織の確立
統括管理グループメンバーの指名、役員直轄の指揮命令系統、予算とスタッフの割当、スタッフの専門性と技術的能力の開発
 - ウ) 適切なセキュリティポリシーと対策の実行
セキュリティポリシーとリスクの対応、セキュリティポリシーとガイドラインの区別、セキュリティポリシーの維持
 - エ) 啓発
リスクとセキュリティポリシーについて継続的なユーザー教育、ユーザー注意喚起とユ

ーザーに優しい技術の採用

オ) セキュリティポリシーの対策と有効性のモニタリング（監視）及び評価

セキュリティポリシーの対策と有効性のモニタリング、モニタリング結果による改善、新しいモニタリング技法の採用

4. 事故・事件・不祥事に関するリスク

(1) 重大事故

① 火災・爆発

ア) 出火防止対策

喫煙管理、電気設備・ガス設備の管理、整理・清掃、危険物の管理、調理実習室・実験室等の火を取り扱う部屋の管理

イ) 消化対策

火災の早期発見、機械装置の緊急停止、消火設備の位置表示、消火設備の定期点検、消火訓練の実施

ウ) 防火管理対策

建物構造・レイアウトの見直し、防火区画の整備、避難経路の確認・周知

(2) 重大事件

① 大規模な騒乱、テロ等で人的又は物的被害が生じ、若しくは、生ずるおそれのある事件

ア) 事件発生時の対策

危機管理対策本部の設置、情報収集、避難等により安全の確保、職員・学生の安否確認

(3) 海外における事故・事件

ア) 出発前（出張・研修、留学）の安全管理

渡航前オリエンテーション等の提供、トレーニング・シミュレーションの実施、セーフティ・ハンドブックの策定、危機管理情報の収集と状況分析（外務省海外安全ホームページにより最新情報を入手）、海外保険加入の周知

イ) 緊急事態の危機対策と事後処理

事件・事故、犯罪行為、自然災害時の対応及び対策、職員・学生の安否確認、関係機関との連絡、マスコミ・家族・保護者等への対策

(4) 施設内での災害・事故

① 労働災害

ア) 人的要因

教育訓練、安全衛生講習、情報の確実な伝達、監督者による不安全行動の指摘・改善、日常のコミュニケーション、職員等の健康状態の把握（過重労働によるミス防止）

イ) 設備要因

危険防護設備、通路の安全維持、人間はミスをするという前提に立った本質安全設計

ウ) 作業要因

作業情報の確実な伝達、作業手順の確立、作業環境測定、作業環境の整備

エ) 管理要因

安全法規の整備、安全組織体制の確立、教育訓練

② 不審者の侵入

ア) 不審者の侵入対策

侵入可能場所の調査、避難経路の決定、警備体制・連絡体制の確認と見直し

イ) 不審者確認

声をかけて要件の確認、不自然な場所への立ち入りをしていないか確認、不自然な行動を行っていないか確認、凶器等不審物を所持していないか確認、暴力的態度をしていないか確認

ウ) 不審者対応

不審者へ退去を説得、不審者の隔離、110 番通報、学生・生徒へ避難指示、避難状況の確認

③ 盗難

ア) 防犯設備の強化

建物内への侵入の防止、貴重品の金庫への保管、機械警備システムの導入

イ) 防犯体制の構築

防犯体制の確立、防犯責任者の選任、職員・学生への防犯指導、鍵の管理、地域・職域における防犯活動

(5) 不祥事・犯罪

① 交通事故

ア) 事後の迅速かつ適切な対応
連絡体制の確保

② 犯罪行為

ア) 啓発
法令順守の徹底
イ) 事後の迅速かつ適切な対応
警察からの情報確認、迅速な対応

(6) 入試関係ミス

ア) 業務ごとのマニュアル作成
イ) チェック体制の見直し等
ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
事実の調査・確認、迅速な対応

5. コンプライアンスに関するリスク

(1) 知的財産権侵害

ア) 知的財産の取扱
共同研究・受託研究の相手企業との知的財産の取扱、職員・学生の発明の取扱、発明補償の検討
イ) 管理体制の整備
組織の整備、各種ポリシー・規程の整備
ウ) 職員・学生への教育の充実
エ) 知的財産を侵害された時の対応
証拠資料の収集、相手方の調査、侵害事実の確認、具体的手段（報告書・証拠保全・保全処分・差止請求・損害賠償請求等）
オ) 知的財産を侵害していると警告を受けた時の対応
事実関係の調査及び抵触しているかの判断、文書による回答、訴訟への対応

- (2) ハラスメント
 - ア) 方針の明確化・周知・啓発
人材活用促進、啓発パンフレット・学内報への記載など広報の実施、就業規則など規程の整備、職員対象の研修、学生対象の研修
 - イ) 相談・苦情への対応
担当者の配置、苦情処理制度の制定
 - ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
迅速な対応、当事者への十分な説明、プライバシーの確保、双方の言い分の十分な聴取、周辺情報の入手
- (3) 争訟事案
 - ア) 弁護士
弁護士の選任、弁護士報酬、文書作成費用、意見書・鑑定書作成費用
 - イ) 争訟
仲裁・和解・調停費用、訴訟費用、示談金、罰金、課徴金、損害賠償金
- (4) 会計上の不正
 - ① 不正経理
 - ア) 周知・啓発
規程の整備、職員対象の研修、啓発パンフレット・学内報への記載など広報の実施
 - イ) 相談・苦情への対応
担当者の設置、処理体制の確立
 - ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
事実の調査・確認、迅速な対応
- (5) 研究上の不正
 - ① 研究費の不正使用
 - ア) 周知・啓発
規程の整備、職員対象の研修、啓発パンフレット・学内報への記載など広報の実施
 - イ) 相談・苦情への対応
担当者の設置、処理体制の確立
 - ウ) 事後の迅速かつ適切な対応
事実の調査・確認、迅速な対応
 - ② 捏造、改ざん、盗用
 - ア) 周知・啓発
規程の整備、職員対象の研修、啓発パンフレット・学内報への記載など広報の実施
 - イ) 相談・苦情への対応
担当者の設置、処理体制の確立

危機管理対応基準

危機管理体制（標準）

レベル	地震の対応	地震以外の対応
1	担当課から後日報告を受ける	担当課から後日報告を受ける
2	学長の指示のもとに、災害対策本部設置	各担当する副学長に連絡し指示を受ける
3	を検討	状況により危機管理対策本部設置を検討
4	災害対策本部を設置	危機管理対策本部を設置

危機状況区分（標準）

リスク	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
地震	震度 4 以下	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱 負傷者が出たが軽傷 施設、設備に被害が出たが拡大する恐れ無し 	<ul style="list-style-type: none"> レベル 2 の状況が複数発生 	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 強以上 重傷以上の被害者 施設・設備への被害が発生し拡大する恐れ 学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会が多数 報道機関から当該地震に関して取材申込みが多数
災害関係 (火災・風水害等)	負傷者が無く、施設、設備にも大きな被害がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者が出たが軽傷 施設、設備に被害が出たが拡大する恐れ無し 学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会 報道関係者から当該災害に関して照会又は取材の申込み 	<ul style="list-style-type: none"> レベル 2 の状況が複数発生 大型台風の接近 	<ul style="list-style-type: none"> 重傷以上の被害者 施設、設備への被害が発生し拡大する恐れ 学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会が多数 報道機関から当該地震に関して取材申込みが多数
事故関係 (交通事故・事故災害等)	負傷者が無し	<ul style="list-style-type: none"> 多数の負傷者が出たが軽症 学生又は保護者から電話・電子メールによる照会 報道関係者から当該事故に関して照会又は取材の申込み 	<ul style="list-style-type: none"> レベル 2 の状況が複数発生 	<ul style="list-style-type: none"> 重傷以上の被害者 学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会が多数 報道機関から当該地震に関して取材申込みが多数
犯罪関係 (盗難・破損・犯罪等)	警察への届出で完了するもの	<ul style="list-style-type: none"> 警察へ届出だけで完了するが報道機関から照会又は取材の申込みがあった 	<ul style="list-style-type: none"> レベル 2 の状況が複数発生 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が甚大で社会的反響が大きいと予測される 報道機関から当該事件に関して取材申込みが多数

海外での危機発生時における渡航等に関する方針について

平成29年6月6日
学 長 裁 定

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時には、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）に基づき、学生および教職員の海外渡航（留学・出張等）について次のような方針を定めることとする。

＜危険レベル別対応＞

レベル1 「十分注意してください」

当該国および当該地域への渡航・滞在にあたっては、危険を避けるために特別な注意が必要であり、注意喚起の具体的な内容に従って行動することを勧めるもの。

(学 生) および (教職員)

外務省が発出する海外安全情報を十分に理解し、細心の注意を払って渡航・滞在するものとし、定期的に大学に連絡を入れることとする。

レベル2 「不要不急の渡航は止めてください」

当該国および当該地域への渡航について、是非を含めた検討を行う必要があり、不要不急の渡航は止めるよう勧めるもの。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとる必要がある。

(学 生)

渡航は延期（レベル2が解消されるまで）または中止とすることとする。

(教職員)

不要不急の渡航は取りやめ、渡航計画の見直しを行うこととする。研究や職務等の都合により、やむを得ず渡航が必要な場合は、現地の滞在機関や在外公館等と連絡を取り、安全を確保した上で渡航し、目的外の活動は行わないようにする。定期的に大学に連絡を入れることとする。

レベル3 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

当該国および当該地域への渡航は、どのような目的であっても延期するように勧めるもの。現地に滞在している邦人に対しては、退避の可能性や準備を促すことがある。

(学 生) および (教職員)

原則として渡航は取りやめとし、すでに滞在中の場合は滞在を中止することとする。ただし、政府機関や国際機関からの要請等によって専門家として渡航が必要であり、安全が確保されている場合については、学長と協議の上、渡航が認められる場合がある。

レベル4 「退避してください。渡航は止めてください（避難勧告）」

当該国および当該地域に滞在している全ての日本人に対し、滞在地から、安全な国・地域へ退避するよう勧告するもの。どのような目的であっても、渡航は中止する必要がある。

(学 生) および (教職員)

目的や理由を問わず、渡航は取りやめとし、すでに滞在中の場合には即時帰国することとする。

*レベル3、4の場合でも、留学生が母国等に帰国する場合は届を出した上で渡航を認めることとする。

*私事渡航についても、この方針に準じて渡航等の判断を行うこと。